

日本ファーマシューティカルコミュニケーション学会

会 則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本ファーマシューティカルコミュニケーション学会（英文名は、The Pharmaceutical Communication Society of Japan 略称P-Co学会）と称する。

第2章 目的及び活動

(事務局)

第2条 本会は事務局を委託先の住所におく。

(目的)

第3条 本会は、患者主体の医療を推進するために、薬剤師のコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とする。

(活動及び事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- 一. ファーマシューティカルコミュニケーションの概念の構築およびその浸透と定着に関する諸活動
 - 二. 薬学教育におけるコミュニケーション教育プログラムの構築及び体系化
 - 三. 医薬品の適正使用に寄与するコミュニケーションの教育実践及び研究活動
 - 四. 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動
2. 本会は前項の活動のために、必要に応じ研究会、学術集会、講演会、研修会、刊行物の発行などの事業を行う。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- 一. 正会員：本会の目的に賛同する薬剤師、薬学教育及び医薬品の適正使用に携わる人で、本会の趣旨に賛同しファーマシューティカルコミュニケーションの向上に寄与しようとする人。
- 二. 学生会員：本会の目的に賛同する学生。
- 三. 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の目的に関連する領域において活動する法人その他の団体。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする人は、所定の入会申込手続きを行い、理事会の承認を得る。

2. 前項の申込みがあった場合は、理事会において会員資格の認定を行い、できるだけ速やかに結果を通知する。

(会費)

第7条 本会の会員の会費は次の通りとする。

正会員	年額6,000円
学生会員	年額2,000円
賛助会員	一口年額20,000円、一口以上

(会員の特典)

第8条 会員の特典は次の通りとする。()内は賛助会員の特典範囲

- 一. 本会の催す各種学術会合における発表資格 (3名まで)
- 二. 本会の催す研修会参加費の優遇 (3名まで)
- 三. 本会機関紙への投稿資格 (3名まで)
- 四. 本会機関紙の受領資格 (3冊)
- 五. その他理事会で決定される特典

(会員資格の喪失)

第9条 本会は本会会員につき下記各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て会員資格を喪失させることがある。

- 一. 会員本人が理事会に退会を申し出た場合
- 二. 会費を2年以上滞納した場合
- 三. 本会の名誉を甚だしく傷つけ、又は本会の目的達成もしくは運営を妨げる行為があった場合

(退会)

第10条 本会を退会する場合は、所定の退会届を提出し、理事会に報告をする。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会には次の役員を置く。

- 一. 理事 20名以内
 - 二. 監事 2名以内
2. 理事のうち、1人を会長とする。

(役員職務)

第12条 前条に掲げる役員職務は以下の通りである。

- 一. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。会長は理事を兼ねる。
- 二. 理事は会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。また、会長に事故がある場合、または欠けた場合に予め理事会で定めた次順位の理事がその職務を代行する。
- 三. 理事は理事会を組織して、この定款に定めることのほか、総会の権限事項以外の事項につき理事会で議決する。
- 四. 監事は、本会の活動内容並びに本会会計について監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2. 増員により選任された役員任期は前項の規定に関わらず、現任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第14条 役員を選出は、それぞれ次の通りとする。

- 一. 理事及び監事は前年度の理事会で推薦し、総会で承認を得る。
- 二. 会長は理事会において理事の互選により定める。

第5章 会議

(会議の開催)

第15条 本会運営のために次の会議を開催する。

- 一. 総会（年1回）：会員により構成し、会長が招集して議長となり、本会の事業計画・予算及び事業報告・収支決算その他本会の運営に関する重要事項で理事会が必要と認めたものを議決する。
 - 二. 理事会：理事により構成し、会長が招集して議長となり、総会の権限事項以外の重要事項を議決する。
2. 本会は前項の外、必要に応じ委員会を設けるものとしその細目については別に定める。
 3. 各会議につき欠席の場合、議事に関して予め事務局へ書面をもってその賛否の意思を表示し、又は出席者に議決権の行使を委任することができる
 4. 議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 5. 会議の議事録は、会議の構成員に通知する。
 6. 会長は、会員総数の5分の1以上の者から、総会に付議すべき事項を文書で示して総会の開催を請求された場合には、遅滞なく臨時総会を開催しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第16条 本会の資産は以下のものとする。

- 一. 会費
- 二. 活動に伴う収入
- 三. 寄付金品
- 四. その他の収入

(資産管理)

第17条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(事業計画及び予算)

第18条 毎年度の活動事業計画及び予算は理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第19条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、監事の監査意見を付し総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の改定並びに解散

(会則改正)

第21条 本会則を改定する場合は、会長が理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第22条 本会を解散する場合は、理事会において理事全員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ総会において会員総数の過半数の投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第23条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会において3分の2以上の賛成を得て、本会の目的に類似した公益法人又はこれに準ずる団体に寄付するものとする。

(附則)

1. この規程は平成19年4月1日より施行する。
2. この規程は平成22年4月1日より施行する。
3. この規程は平成23年4月1日より施行する。
4. この規定は平成30年9月9日より施行する。
5. この規定は令和2年4月1日より施行する。
6. この規定は令和2年10月5日より施行する。
7. この規定は令和3年3月17日より施行する。
8. この規定は令和3年5月6日より施行する。